

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から51年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間①について、私は、20歳になった時、A市B地区町内会の人から勧誘され、国民年金に加入し、同じ人の集金によって、C市へ転出する昭和51年3月までの期間、毎月国民年金保険料を納付していたと記憶している。

申立期間②について、結婚後2、3か月してから、市役所からと思われる国民年金保険料の未納通知が来たので、同封されていた納付書によって、昭和52年1月から同年3月までの未納期間の国民年金保険料を、54年ごろ、夫がD信用金庫において納付したと記憶している。

申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人及び申立人の夫が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①について、社会保険庁が保管する国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金への加入に係る受付年月日は昭和51年12月7日であることが確認でき、この時点で申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、戸籍の附票から、申立人の20歳到達時の住所はA市Eであることが確認できるが、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳及び申立人が

唯一交付を受けたとする年金手帳に、当該住所地が記載されていないことに加えて、当該手帳は、その様式から昭和 49 年 11 月以降に交付された年金手帳であり、当該手帳のみでは申立期間①のすべての国民年金保険料を納付することができないことから、申立期間①の国民年金保険料を毎月納付していたとの申立ては不合理である。

加えて、申立人は、昭和 51 年 3 月まで申立人の弟と一緒に国民年金保険料を納付したと述べているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の弟も申立期間①のうち 20 歳到達時から 51 年 3 月までの国民年金保険料は未納となっている。

その上、申立期間②について、戸籍の附票から、申立人の C 市への転入日は昭和 52 年 3 月 1 日であると確認できるが、申立人は、この転入時期を 51 年 3 月であると記憶しており、当時の記憶が曖昧である上、申立人は、申立人の夫が市役所からと思われる国民年金保険料未納通知によって申立期間②に係る国民年金保険料を納付したと申し立てているが、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳等によると、55 年 2 月に 53 年 11 月分及び同年 12 月分の国民年金保険料がさかのぼって納付されていることが確認でき、申立人の夫は、「申立人が市役所から来たと記憶している国民年金保険料の未納通知は当該期間に係る国民年金保険料であった可能性がある。」と述べていることに加え、申立人及び申立人の夫は、未納通知を受け取ったのは一回であったと記憶していることから、申立人の夫が納付したとする国民年金保険料は、当該期間の国民年金保険料であったことがうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 497

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 58 年 3 月まで
昭和 57 年 1 月末に会社を退職した後、すぐに A 町役場（現在は、B 市 C 支所）で国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は毎月婦人会の当番が区費と一緒に集金しており、仮領収をした後に役場の発行した領収書が配布されていたことを記憶している。
国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の資格記録欄及び B 市が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和 54 年 5 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、58 年 4 月 16 日に任意加入として資格を取得していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、毎月婦人会の当番が国民年金保険料を集金しており、当番が仮領収をした後に役場の領収書を当番から受け取っていたとしているが、B 市が保管する国民年金保険料収納簿によると、申立人は、昭和 51 年 8 月から 54 年 4 月までの期間及び 58 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を毎月納付していることが確認でき、当該期間の国民年金保険料を納付した記憶と錯誤している可能性を否定できない上、58 年 4 月の国民年金

保険料は同年 5 月の国民年金保険料と一緒に納付されていることから、申立人は 58 年 4 月 16 日に国民年金の任意加入手続を行い、翌月以降は毎月集金人に納付していたものと推認される。

加えて、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を過去に数回行っているが、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金保険料を特例納付又は過年度保険料として納付していることから、いずれの機会においても退職後すぐに切替手続を行っていなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年9月まで
昭和43年10月に元夫が仕事を辞め、元夫の実家であるA町（現在は、B市）へ転居した時に、夫婦で国民年金の加入手続をし、保険料を納付するようになった。
昭和44年6月にC市へ転居した後に、実家の母親から「今まで国民年金保険料を納付してきたが、これからは自分で納付しなさい。」と年金手帳を渡されたので、手帳を持ってC市役所へ行き手続をした。
自分で国民年金保険料を納付するようになった昭和43年10月より前の期間については、実家の母親がD町（現在は、E市）で納付してくれており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、当時の具体的な状況は不明であり、ほかに証言を得られる者もない。

さらに、E市が保管する昭和39年度の国民年金保険料収納簿によると、3月分の欄に「転出3月12日、手帳本人へ」との記載があり、40年度及び41年度の国民年金保険料収納簿には保険料を納付したことを示す検認印は押されておらず、「転出不在」と記載されている上、42年度の国民年金保険料収納簿及び同市が保管する国民年金被保険者名簿には「昭和41年3月31日不在被保険者として処理」と記載されていることから、申立期間の国民年金保

険料をD町で納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。